

無人地帯における補助者を配置しない目視外飛行（レベル3） 飛行申請における申請書記載例

こちらは、あくまでも記載例になりますので、参考としてください。

必要に応じて、申請者様にて個別に精査し、別途必要な資料を作成して提出していただく場合があります。

申請は、DIPS2.0によるオンライン申請又は書面による申請が可能です。
書面の場合は、下記メールアドレス宛、申請書案をご提出ください。

【申請書の提出先】

無人航空機の飛行許可・承認申請に係る国土交通省、地方航空局及び空港事務所の連絡先等一覧

☞<https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf>

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）レベル3

申請先

東京航空局長又は大阪航空局長のいずれかを記載してください。

飛行の経路

経路特定の申請の場合、飛行させる場所を正確に省略せずに記載してください。住所を調べた結果、番地がないようでしたら最後は「無番地」と記載してください。

複数箇所ある場合は、全て記載ください。
例1：○○県●●市△△町▲番□号
例2：○○県●●市△△町□丁目無番地

POINT

レベル3の場合、「**補助者を配置しない目視外飛行**」となるため、経路を特定する必要があります。
飛行の経路の選定にあっては、**無人地帯**（第三者が存在する可能性が低い場所）を選定する必要があります。
※詳細は、審査要領5-4(3)c)7)を参照

飛行の高度

地表等からの最大高度を記載してください。

POINT

・**地表等からの高度**
150mまでの高さで飛行する場合「150m未満」と記載するか、150m未満の具体的な高度を記載ください。

・**海拔高度**

東京航空局長又は大阪航空局長あて申請の場合は記載は不要です。

(様式1)

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

新規 更新^{※1} 変更^{※2}

○○航空局長 殿

令和〇年〇月〇日

氏名又は名称 株式会社○○

法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 航空 太郎

住所 東京都○○区○-○-○

(連絡先) TEL:03-*****-****

Mail:*****@***.**.**

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 設備メンテナンス <input type="checkbox"/> インフラ点検・保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 輸送・宅配 <input type="checkbox"/> 自然観測 <input type="checkbox"/> 事故・灾害対応等
	<input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
立入管理措置	<input checked="" type="checkbox"/> 補助者の配置 <input checked="" type="checkbox"/> 立入管理区画の設定 <input type="checkbox"/> 立入禁止区画の設定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
飛行の日時 ^{※3}	許可・承認を受けた日から令和〇年〇月〇日	
飛行の経路 ^{※4} (飛行の場所)	○○県○○市○○町○丁目○番 (詳細は別添資料1のとおり)	
飛行の高度	地表等からの高度 150m未満	海拔高度 - m
申請事項及び 飛行禁止 空域の飛行 (第132条 の85関 係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称 ） <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の	

申請日

申請書類を作成した日付を記載してください。

申請種別

本記載例様式1の最後尾に記載されている※1及び※2の注記に従って使い分けてください。

申請者情報

申請者の氏名、住所、連絡先を記載してください。

法人の場合は代表者の氏名もあわせて記載してください。

申請内容について連絡をすることがありますので、連絡先には**メールアドレス及び電話番号**を記載してください

立入管理措置

「**立入管理区画の設定**」にチェックを入れてください。

飛行の日時

飛行日時を記載してください。
例：許可・承認を受けた日から1年間
令和●年●月●日から令和〇年〇月〇日

POINT

変更申請の場合は、変更元の許可・承認書に記載されている日時までとしてください。

POINT

「無人航空機の飛行に係る許可承認申請は、『飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前（土日祝日を除く）』までにご申請をお願いいたします。
なお、飛行開始予定日の10開庁日前までに『不備等がない状態の申請書』の提出が必要です。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーⅡ飛行）レベル3

申請事項及び理由

許可や承認を要する事項を選択してください。複数該当する場合は複数チェックしてください。

飛行理由

飛行理由を記載してください。

POINT

・目視外飛行の場合

例：補助者なし目視外飛行を行うため。

・危険物の輸送

何を輸送するのか具体的に記載願います。
例：農薬散布のため。燃料輸送のため。

・物件投下

何を投下するのか具体的に記載願います。
例：農薬散布のため。水を散布するため。
※農薬散布の場合、「危険物の輸送」及び「物件投下」に該当しますので、両方にチェックをしてください

・それ以外の場合

例：飛行の目的のとおり。

理由	安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） <input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から 150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m以内の空域を除く。） <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 																		
飛行の方法 (第132条の86関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から 30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 【第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 補助者なし目視外飛行を行うため。																		
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号	登録記号等 JU***** <input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。																		
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	機体認証書番号 ^{※5} <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> 型式認証書番号 ^{※5} <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> ■別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。 ^{※5} <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。																		
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経験並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者 別添資料3(無人航空機を飛行させる者一覧)のとおり <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">技能証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">区分</td> <td><input type="checkbox"/>一等</td> <td><input type="checkbox"/>二等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総重量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			技能証明書番号				区分		<input type="checkbox"/> 一等	<input type="checkbox"/> 二等	種類				総重量			
技能証明書番号																			
	区分		<input type="checkbox"/> 一等		<input type="checkbox"/> 二等														
	種類																		
総重量																			

登録記号等

登録記号（JU-）を記載してください。
複数機の場合は、「様式2のとおり」又は「別添資料〇無人航空機一覧のとおり」とご記載ください。

変更申請

新規又は更新申請の場合は、「別添資料のとおり」にチェックをし、対象となる書類を提出してください。

変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックをしてください。

POINT

変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、対象となる書類は添付不要です。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載してください。
複数名の場合は、「様式3のとおり」又は「別添資料3無人航空機を飛行させる者一覧のとおり」と記載してください。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）レベル3

飛行マニュアル

航空局標準マニュアル01及び審査要領4-3-2、5-4、「飛行マニュアルの記載について（補足）」を参考に作成し、提出してください。

POINT

飛行マニュアルの記載について（補足）
<https://www.mlit.go.jp/common/001260188.pdf>

POINT

空港事務所あての申請の場合（空港等周辺、150m以上の飛行を行う場合）

空港等周辺、150m以上飛行を行う場合、空港設置管理者等、空域を管轄する関係機関との調整を行い、調整結果を記載してください。

各都道府県を管轄する空港事務所は以下をご確認ください。

申請先：

<https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf>

管轄する空港事務所：

<https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf>

明 ※6 事 項	飛行の 方法							
■別添資料のとおり。								
<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した ^{※6} 。								
<input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。								
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	□航空局標準マニュアルを使用する。							
	□リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。							
	<input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。							
その他参考となる事項	<input type="checkbox"/> 変更申請又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号：○空運航第〇〇号 許可承認日：令和〇年〇月〇日 ※許可承認書の写しを添付すること。							
	【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】							
	<input type="checkbox"/> 加入している（■対人 ■対物） 保険会社名：○○保険株式会社 商 品 名：ドローン（ラジコン）保険 補 償 金 額：（対人）1億円（対物）1億円							
その他参考となる事項	<input type="checkbox"/> 加入していない → 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ） <input type="checkbox"/> 無							
	【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】							
	<input type="checkbox"/> 空港設置管理者等 調整機関名： 調整結果： <input type="checkbox"/> 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調整結果：							

許可等の情報

変更申請又は更新申請に限り、こちらへ現に有効な情報をご記載し、写しを添付してください。
新規申請の場合は、過去に得ていた許可書承認番号等の記載は不要です。
写しの添付も不要です。

保険・賠償能力

令和7年10月1日から、総重量25kg以上の無人航空機を飛行させる場合は、第三者賠償責任保険の加入が必要です。
申請前に加入をお願いいたします。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）レベル3

更新申請とは

更新申請は「期間の満了日の40開庁日前から10開庁日前」までに申請する必要があります。

POINT

更新申請では、飛行の日時以外の修正はできません。

変更申請とは

変更申請とは、既に受けている許可又は承認の期間内に※2の内容の一部を変更し飛行を継続する申請となります。

POINT

保険の契約のみの変更又は追加の場合は変更申請の必要はありません。

（加入保険が変更になった場合でも、現在発行されている許可承認書は有効です。）

POINT

以下の内容が含まれる場合は、更新申請・変更申請では申請できません。
新規申請で申請をしてください。

（よくある間違い例）

×：代表者名が変更されている場合

×：申請者氏名の変更

×：許可承認事項の追加、変更、削除

×：飛行の目的の追加、変更、削除

	【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】 催し名称： 主催者等名： 調整結果：
備 考	【緊急連絡先】 担当者：航空 太郎 電話番号：090-*****-****

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
 - ・地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行

緊急連絡先

緊急時につながる氏名及び電話番号（携帯電話番号）を記載してください。

POINT

緊急連絡先には、事故発生時などの緊急時に操縦者と連絡がとれる『携帯電話』の番号を記載してください。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）レベル3

- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・催し場所の上空の飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書 レベル3

POINT

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書は、各機体ごとに作成してください。

登録記号等

登録記号（JU-）を記載してください。
同一機体の場合は、一つの様式2に登録記号を纏めて記載するか、別途機体一覧を作成していただき、「別添資料○（無人航空機一覧）」のとおりと記載しても構いません。

POINT

申請前にご使用になられる機体の登録記号並びにその有効期間について必ずご確認ください。

（様式2）

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等	JU*****		
製造者名	○○株式会社	型式又は名称	JCAB-Mujin-type pro
総重量 ^{※1}	4.0kg		
	<input type="checkbox"/> 第一種	<input type="checkbox"/> 第一種	
	<input type="checkbox"/> 第二種	<input type="checkbox"/> 第二種	
機体認証書番号	□申請する飛行の内容が、 使用条件等指定書の範囲内 であることを確認した。	型式認証書番号	□申請する飛行の内容が、無 人航空機飛行規程の範囲内 であることを確認した。

2. 次の内容を確認すること。^{※2}ただし、個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書の範囲内であることを確認した場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した場合には、記載を省略することができる。

	確認事項	確認結果
一般	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
離陸操作の機体 ^{※3}	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体 ^{※4}	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず

製造者名等

製造者名、型式又は名称、総重量を記載してください。

POINT

機体認証機又は型式認証機の場合は、機体認証書番号又は型式認証書番号を記載してください。

確認結果

機能及び性能に関する各項目について確認結果を各項目について、確認結果〔適／否／該当せず〕いずれかにチェックしてください。

POINT

無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認の上、記載してください。

確認結果

自動操縦ができない場合の例です。

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書 レベル3

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 2. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認したうえで記載すること。
- ※3 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書 レベル3

POINT

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書は、飛行させる者全員分を作成してください。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載してください。「適/否」の確認結果が同一の者は一つの様式3に氏名を纏めて記載するか、「別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）」のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者については様式3を飛行させる者毎に作成してください。

POINT

遠隔操作の確認結果は、遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。
自動操縦の確認結果は自動操縦を行う場合のみ記載して下さい。

確認結果

自動操縦を行わない場合の例です。

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者	別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり					
	技能証明書番号	□一等		□二等		
無人航空機 操縦者 技能証明 限定事項	区分	種類	総重量 ^{※1}	飛行の方法	□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。	
	□	□	□	□	□	
	□	□	□	□	□	

確認事項		確認結果
飛行経験	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経験を有すること。 ^{※2}	■適 / □否
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。 安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	■適 / □否
一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信システム及び推進系統の作動確認	■適 / □否
遠隔操作の機体 ^{※3}	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	■適 / □否
自動操縦の機体 ^{※4}	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

※1 総重量は最大離陸重量とする。

※2 飛行経験を証明する参考資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

確認結果

飛行経験、知識、能力への確認事項について確認結果を適/否で記載してください。確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。
※「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書 レベル3

※3 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

代替的安全対策

基準に適合していない項目がある場合
(確認結果に「否」がある場合)のみ記載してください。

POINT

代替的な安全対策については、下記内容を確認の上、記載してください。

【飛行経歴が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例】001267273.pdf

別添資料 飛行の経路 レベル3

飛行経路図

飛行経路図は全体図と詳細図を作成してください。

詳細図は「すべての飛行経路」の詳細が分かるように作成してください。

POINT

無人地帯（飛行の経路にあっては、第三者が存在する可能性が低い場所）を選定する必要があります。

※詳細は、審査要領5-4(3)c)ア)を参照

スケールバーの表示

スケールバーと飛行経路の離隔距離（立入管理区画）の水平距離がわかるように記載してください。

POINT

管理者が主体的または協力的である場合（例：道路、鉄道等）は、飛行経路図、飛行マニュアルにその旨を明記してください。

例：国道○号の上空の飛行については、○○道路会社からの依頼であり○○道路会社と飛行に関しては調整済み。

POINT

【緊急着陸地点の選定】

飛行させようとする経路及びその周辺において、不測の事態が発生した場合に第三者及び物件に危害を与えずに着陸ができる場所（緊急着陸地点）を予め選定する必要があります。

(広域図)

飛行の経路

別添資料1

飛行経路
●
離着陸ポイント
○
立看板
○
緊急着陸ポイント
■
立入管理区画

飛行経路は参考です。飛行経路、離着陸ポイント、立看板等、緊急着陸ポイント、立入管理区画の詳細がわかるように図示願います。



※○○橋においては、立看板を設置すると共に、必要な人数の補助者を配置し、通行車両等がないことを確認したうえで、飛行を実施する。

(詳細図)



図示する項目

補助者なし目視外飛行（レベル3）の図面作成にあたり、以下の項目を図示してください。

【図示する項目】

- ・飛行の経路
- ・離着陸地点
- ・立て看板の位置
- ・緊急着陸地点
- ・立入管理区画
- ・操縦者（補助者）
- ・その他飛行の運用条件

POINT

立入管理区画について

・立入管理区画は、落下リスクを踏まえた設定が必要です。
・立入管理区画内には立看板の設置のほか、インターネットやポスター等により問い合わせを明示した上で第三者への周知が必要となります。
(立入区画内に第三者の立入を排除する対策のため)

POINT

追加の第三者の立入管理方法について
飛行経路において、道路や家屋等の上空など、第三者が存在する可能性を排除できない場合は、**補助者の配置や通行止め**などの追加の立入管理方法を講じる必要があります。

(注意：機体のカメラによる「監視」は「追加の立入管理方法」には該当しません。)

※詳細は、審査要領 5-4(3)c)力) i) を参照

補助者を配置する場合

- ・補助者の位置を図示してください。
- ・補助者の役割や対応内容を飛行マニュアル又は飛行経路図に明記してください。
例：補助者は、地上における第三者の立入管理のみを担う。

通行止めを実施する場合

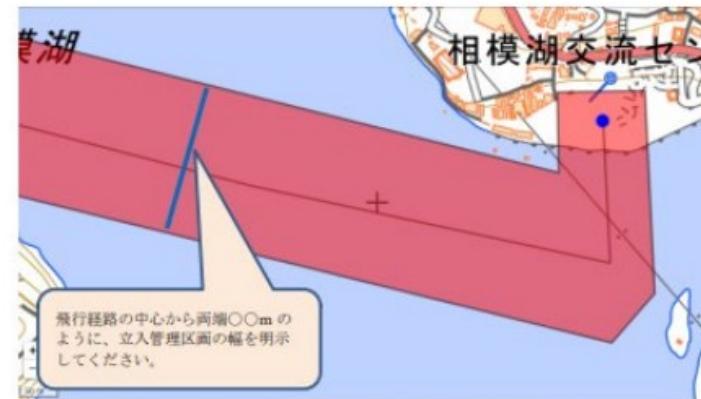
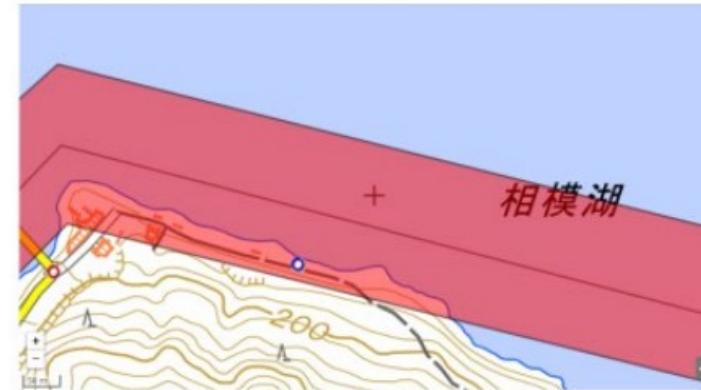
- ・通行止めにする区間と時間を飛行マニュアル又は飛行経路図に明記してください。
例：○○道は、○時～○時（飛行時間）の間、通行止めにする。

別添資料 飛行の経路 レベル3

POINT

150m以上、空港等周辺は、一時的以外の飛行は認められていないことに注意してください。

※詳細は、審査要領5-4(3)c)イ)を参照



- 立入管理区間につながる道に立看板を設置する。
- 立入管理区画の設定の算定は以下の通り。

立看板の設置を想定した時の記載

別紙にてご提出頂いても問題ありません。
立入管理区画の設定の算定においては下記事項を踏まえてください。
●立入管理区画の設定の算定において、飛行形態や想定される飛行条件（飛行高度、時速、風速など）、当該飛行に用いる無人航空機の落下距離などを算出する必要があります。
●その際、当該飛行に用いる無人航空機の位置誤差も考慮してください。
●上記のことを踏まえて、算出した数値などを基に当該飛行に用いる無人航空機の落下範囲と想定される最大値の数値を定めてください。
●当該飛行に用いる無人航空機の落下距離の算出時に用いた計算式（計算式上において高度、風速、時速などをも明確に示すこと）、当該飛行に用いる無人航空機の位置誤差などの示した資料など根拠としたデータを必ず明示してください。なお、状況に応じて追加で説明を求める場合があります。

POINT

最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書は、総重量が 25kg 以上の無人航空機が申請に含まれる場合に作成してください。

別添資料①

最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

無人航空機の登録記号 : JU*****

基 準	確認結果
(1) 実施しようとする飛行において想定される気象条件の他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行ができること。	■適 / 口否
(2) 機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないこと	■適 / 口否
(3) 発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散する恐れが出来る限り少ない構造であること。	■適 / 口否
(4) 事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有すること。	■適 / 口否
(5) 次表の想定される不具合モードに対し適切なフェールセーフ機能を有している。	■適 / 口否

確認結果

25kg 以上の機体の適合性は、すべての要件が「適」であることを確認の上、申請してください。

想定される不具合モード		
通信系統		<ul style="list-style-type: none"> 電波状況の悪化による通信不通 操縦装置の故障 他の操縦装置との混信 送受信機の故障
推進系統	発動機の場合	<ul style="list-style-type: none"> 発動機の出力の低下又は停止 不時回転数上昇
	電動の場合	<ul style="list-style-type: none"> モーターの回転数の減少又は停止 モーターの回転数上昇
電源系統		<ul style="list-style-type: none"> 機体の主電源消失 操縦装置の主電源消失
自動制御系統		制御計算機の故障

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性 レベル3

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

登録記号

飛行させる機体の登録記号を記載してください。

飛行させる機体全機分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の場合は「別添資料○（無人航空機一覧）のとおり」と記載しても構いません。

目視外飛行

目視外飛行（補助者なし）を行う場合にご記載ください。

POINT

他の申請事項がある場合は、追加で適合性基準を作成してください。

無人航空機の登録記号 : JU*****

○目視外飛行（補助者配置なし）

基 準	適合性
5-4 (1) a) 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。	■適 / □否 (否の場合) 代替的安全対策
5-4 (1) b) 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	■適 / □否 (否の場合) 代替的安全対策
5-4 (1) c) 不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。	■適 / □否 (否の場合) 代替的安全対策
5-4 (1) d) ア) 航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。	・航空機からの視認をできるだけ容易にするための灯火を装備している。 ・(灯火を装備しない場合) 飛行時には、航空機から認識しやすい塗色を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>灯火の装備状況が確認できる写真</p></div><div style="text-align: center;"><p>(灯火を装備しない場合) 機体への塗色が確認できる写真</p></div></div>
5-4 (1) d) イ) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により飛行経路全体において他の航空機及び無人航空機の状況を随時把握できるものであること。ただし、5-4(3)キ)に示す方法により航空機の確認を行う場合は、この限りでない。	地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により飛行経路全体の航空機の状況を常に確認できる。(別添資料○○参照) ※安全体制で航空機の確認を行う場合の例 5-4 (3) キ) に示す方法により航空機の確認を行う。(別添資料○○参照)

別添資料2

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性 レベル3

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

目視外飛行

目視外飛行（補助者なし）を行う場合にご記載ください。

POINT

他の申請事項がある場合は、追加で適合性基準を作成してください。

5-4 (1) d) ウ 第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有すること。 ただし、5-4 (3) c) オ) に示す方法により立入管理区画を設定した場合で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (i) 5-4 (3) c) カ) に示す方法により第三者が立ち入らないための対策を行う場合。 (ii) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に検知できる場合。	第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有する。(別添資料〇〇参照) ※安全体制で第三者の立ち入りの有無を監視する場合の例 5-4 (3) c) オ) 及びカ) に示す方法により第三者が立ち入らないための対策を行うことで安全を確保する。(別添資料〇〇参照) ※機体や地上に設置されたカメラ等で第三者の立ち入りの有無を常に検知する場合の例 機上又は地上において、DAA システム、画像認識カメラ、地上の検知装置（防犯カメラ等）などにより進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に検知できる。(別添資料〇〇参照)
5-4 (1) d) エ 地上において、無人航空機の針路、姿勢、高度、速度及び周辺の気象状況等を把握できること。	・地上の操縦装置の画面において、機体の針路、姿勢、高度、速度を把握できる。 ・地上の操縦装置の画面に気象情報をリアルタイムで表示させ、風向、風速、及び天候の変化を地上で把握する。併せて、離着陸地点に温度計・気圧計・風速計を設置する。 機体の針路、姿勢、高度、速度、気象状況等がプロポや PC 等に表示されることを確認できる写真
5-4 (1) d) オ 地上において、計画上の飛行経路と飛行中の機体の位置の差を把握できること。	地上の操縦装置の画面において、計画上の飛行経路と飛行中の機体の位置の差を把握できる。 計画上の飛行経路と飛行中の機体の位置の差がプロポや PC 等に表示されることを確認できる写真

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性 レベル3

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

目視外飛行

目視外飛行（補助者なし）を行う場合にご記載ください。

POINT

他の申請事項がある場合は、追加で適合性基準を作成してください。

飛行実績に関する確認条件と結果

「今回の想定される運用条件」と同じ目視外飛行の飛行実績を確認する必要があります。

POINT

未実績（全て「×」）の場合、レベル3飛行をすることはできません。

5-4 (1) d) カ)

想定される運用により、十分な飛行実績を有すること。なお、この実績は、機体の初期故障期間を超えたものであること。

本機は、想定される運用により、十分な飛行実績を有することを保証する。

想定される運用とその確認結果を以下に示す。

また、初期故障期間は別添資料に示すとおり、過去に観測された初期故障事例の中で最長の〇時間としており、出荷時検査で初期故障の特定・修正を行っている。（別添資料〇〇参照）

飛行実績に関する確認条件と結果

下に示す事例を検証することにより、想定される運用の飛行が可能であることを確認しました。なお、この検証では、今回飛行させる機体と同一の形態（機器構成等）で確認している。

	今回の想定される運用条件	飛行実績1 (□県□市)	・・・・	飛行実績□ (□県□市)
内容	荷物配送	○ 荷物配送	× 空撮	○ 荷物配送
経路	地勢	□県□市 (山岳地帯、山越え)	□県□市 (河川)	□県□市 (緩やかな丘陵) □県□市 (山岳地帯、山越え)
距離	□km	○ (□km)	× (□km)	○ (□km)
時間	□分	× (□分)	○ (□分)	○ (□分)
高度	□m	○ (□m)	× (□m)	○ (□m)
風速	□m/s	○ (□m/s)	× (□m/s)	○ (□m/s)
気温	□～□℃	○ (□～□℃)	× (□～□℃)	× (□～□℃)
降雨量	□mm/h 以下	○ (□mm/h)	○ (□mm/h)	○ (□mm/h)
飛行実績		□回以上の離着陸を含む□時間以上の飛行で不具合無し。	□回以上の離着陸を含む□時間以上の飛行で不具合無し。	□回以上の離着陸を含む□時間以上の飛行で不具合無し。

※ 上記の○、×について

○：飛行実績が想定される運用条件をカバーできているもの

×：飛行実績が想定される運用条件をカバーできていないもの

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。

確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機を飛行させる者一覧 レベル3

別添資料3

無人航空機を飛行させる者一覧

No.	氏名	住所
1	航空 太郎	○○県○○市○○○1-2-3
2	航空 一郎	○○県○○市○○○1-2-3
3	航空 二郎	○○県○○郡○○町○1-2-3

操縦者住所

住所は省略せずにご記載ください。
住所が同一の場合は、2人目以降「同上」としていただいても構いません。

POINT

飛行させる者全員の氏名・住所を省略せず記載してください。

別添資料 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性 レベル3

POINT

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性は、**夜間飛行、目視外飛行、物件投下**の申請を行う場合は、審査要領に定める基準に適合しているか確認の上、確認結果を記載してください。

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載して下さい。飛行させる者全員分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の場合は「別添資料〇（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり」と記載して構いません。
確認結果が異なる者については飛行させる者ごとに作成してください。

別添資料〇

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者：別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり

○目視外飛行

基準	確認結果
モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行されるが能够こと及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。	■適 / □否
遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に關し座学・実技による教育訓練を少なくとも10時間以上受けている。	■適 / □否

なお、許可等を求める飛行形態（夜間飛行、目視外飛行、物件の投下）について、過去の飛行実績及び訓練実績のない飛行形態がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

飛行形態	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明
□夜間飛行	□訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあって第三者が立ち入らないよう措置された場所において行うものである。
□目視外飛行	□業務のための申請であるが、飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練のために許可等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。
□物件の投下	□その他 ※具体的な代替的な安全対策を記載すること ()

確認結果

確認結果「適/否」いずれかをチェックしてください。

※申請事項に含まれない項目は削除してください。

代替的安全対策

確認結果が「否」の場合は、代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことを説明が必要です。

また、該当する項目にチェックを入れてください。

飛行マニュアル

航空局標準マニュアル01及び審査要領4-3-2、5-4、「飛行マニュアルの記載について（補足）」を参考に作成し、提出してください。

POINT

→飛行マニュアルの記載について（補足）

POINT

・緊急時の対応について

審査要領5-4（3）c）ウ）に基づき、全ての飛行経路において、以下の内容を定め、飛行マニュアル又は別添資料に明記してください。

【緊急時の実施手順】

全ての飛行経路において想定する事案や飛行中ににおける不測の事態毎に明記してください。（フローチャートや図を用いることも可。）

（想定する事案や不測の事態例）

- ・機体の異常
- ・飛行経路周辺への第三者の立ち入り
- ・航空機の接近
- ・運用限界を超える気象 . . . 等

別添資料〇

飛行マニュアル

- 航空局標準マニュアル01及び審査要領4-3-2、5-4、飛行マニュアルの記載について（補足）を参考に作成のうえ、提出してください。
※飛行マニュアルの記載について（補足）は下記URLを確認してください。<https://www.mlit.go.jp/common/001260188.pdf>

【飛行マニュアルの記載について（補足）】

令和3年8月27日更新

飛行マニュアルの記載について（補足）

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4（3）キ）に基づいて航空機の確認を行う場合には、以下の通り対応することとして、その旨飛行マニュアルに記載して下さい。

【無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4（3）キ）に基づく対応】

- ①周辺の場外離着陸場、滑空飛行場を利用する運航者及び最低安全高度以下の飛行を行う運航者（関係機関）に対して
- ・連絡時期：飛行前（飛行計画策定期～飛行直前）
 - ・実施内容：あらかじめ周辺を飛行しうる関係機間に情報をできる限り収集し、飛行前に当該関係機間に飛行の予定を電話等で連絡するとともに、当該関係機間に航空機の飛行日時、経路等を確認の上、航空機との接近のリスクがある場合は無人航空機の飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。

無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保する。

- ②緊急的な連絡が予想される航空機の運航者（ドクターヘリの運航者、警察、消防機関など）及び航空機の運航者が所属する団体（航空局から別途案内する有人機団体）に対して

- ・連絡時期：
緊急的な連絡が予想される航空機の運航者：飛行前（飛行計画策定期～飛行直前）
航空機の運航者が所属する団体：飛行の少なくとも1週間前
- ・実施内容：

航空局から受領した有人機団体のリスト、連絡フォーマットを用いて無人航空機の飛行予定期間、飛行予定場所、経路図（緯度・経度）、飛行目的・概要、無人航空機運航者連絡先（緊急連絡先）、飛行高度、機体諸元、同時に飛行させる無人航空機の最大数等をメールにて連絡するとともに、航空機の飛行が予定され、それに係る安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、無人航空機を飛行させる者へ連絡するよう依頼する。

無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保し、当該連絡を受けた際には、飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。

併せて、インターネット等により公表することとされている飛行経路を示した地図、飛行日時等に関する情報を、同メールにて情報取得先に連絡する。

以上

POINT

レベル3の申請においては、独自の飛行マニュアルを使用していただく必要があります。

なお、過去に申請した飛行マニュアルを使用する場合は、申請書の提出前に最新の航空局標準マニュアルに更新済みであることを確認してください。

POINT

・航空機の確認を行う場合の周知

審査要領5-4（3）c）キ）に基づき、飛行前に有人機関連団体及び関係組織への通知を行う必要があります。

※審査要領5-4（1）d）イ）に示す方法により航空機の状況を随時確認できる場合は、この限りではありません。

【飛行予定周知内容】

- 航空機の運航者に対する飛行予定周知様式 記載例
- 航空機の運航者に対する飛行予定周知様式

【周知先】

- ・関係組織（緊急的な運航が予想される航空機の運航者）
 - 警視庁
 - 消防庁
 - 厚生労働省
- ・有人機関連団体

申請手続き時に航空局から別途お知らせ

POINT

・航空情報発行手続きについて

審査用要領5-4（1）d）イ）に示す方法により航空機の状況を常に確認できない場合は、航空情報の発行手続きが必要です。必要に応じて審査要領5-4（4）の内容を飛行マニュアルに追記してください。

※航空情報発行依頼方法の詳細は、下記リンクを参照。

- 航空情報発行のための新しい飛行内容通知方法について